奈良県がん検診実施要領の改正について(案)

奈良県がん検診実施要領改正の理由

- 1. 令和3年10月1日に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(以下「指針」という。)」(別添参考資料)が改正されたことに伴い、「奈良県がん検診実施要領」の改正を行う。
- 2. 各がん検診実施要領の表現等を見直し、全体の記載方法を統一し修正を行う。

5がん共通で改正している内容

- 1. 対象者について
 - ・「受診を特に推奨する者を○○歳以上 69 歳以下の者とする。対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。」 を追加

(理由) 指針の改正により、受診を推奨する年齢が追加となったため

<特に推奨する者の年齢について>

がん検診のあり方に関する検討会において、がん検診としての実施効果を高めていく観点から、これまで国の予算事業により行われた取組等を踏まえ、今後、若い年齢層へも積極的に受診勧奨していくため、「がん検診の受診を特に推奨すべきと考える者」を「○○歳以上 69 歳以下の者」とした。なお、「対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者についても、受診が可能であることには十分留意する必要がある」としている。

2. 個人情報の保護について

・関係法令として、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」へ変更

(理由) 指針の改正により、変更となったため

- 3. 別添のチェックリストについて
 - ・がん検診実施要領内に別添として掲載していたチェックリストを削除(理由)チェックリストは随時改正されており、改正の際は各関係機関へ通知を行っているため

- 4. 様式の修正について
 - ・様式の生年月日等の和暦記載の削除及び印鑑を不要とする様式へ変更 (理由)押印を求める手続きの見直しを行うことで、業務の効率化を図ることを厚生労 働省が推進しているため
- 5. 各がん検診実施要領の記載方法の統一について
 - ・参照文書の記載方法の統一及び様式も含めた表現等の整理

各がん検診実施要領の改正内容

・資料2~資料7を参照